

答申第141号
令和6年1月9日
(諮問公第164号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和5年2月17日付けで、「〇〇町〇〇の鉄筋2階建の建物の県の平成〇年頃の買収に係る関係書類等」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和5年3月1日付け大隅建総第134号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和5年3月30日付けで審査請求がなされたものである。

これに対し実施機関は、令和5年4月24日付け監第1011号で補正を求め、審査請求人は補正書を提出し、審査請求書に不服審査申立適格のない者の氏名及び住所が連名で記載されたものを審査請求人の氏名・住所を開示請求人のみに補正した。

(2) 審査請求の趣旨

全部開示を要求するというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 本件不開示情報は、条例第7条第1号ただし書イ、ウに該当する。

イ 実施機関は、所有者の承諾なしに鉄筋2階建て建物を損壊しており、所有者に対し説明責任を負っている。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

ア 「〇〇町〇〇の鉄筋2階建の建物の県の平成〇年頃の買収に係る関係書類等」の開示請求について、当該土地の用地買収及び建物移転等補償を行った事業は「平成〇年度〇〇線県単道路整備（交付金A）工事（〇〇町〇〇地内）」であり、当該土地に係

る建物移転補償について、本件対象公文書として「建物移転その他の補償台帳」を特定した。

イ 建物移転その他の補償台帳とは、鹿児島県土木部用地事務取扱要領を根拠として、公共事業において、事業対象地の所有者から土地を取得し、その土地上にある建物等の移転等の補償にかかる内容、内訳及び契約事務の経緯等を記録したものである。

ウ 実施機関は、当該事業施行のため、〇〇町〇〇の土地を買収するに当たり、当該土地にあった建物等の所有者と移転補償契約を平成〇年〇月〇日に締結した。当該公文書には、契約者の住所、氏名、補償内容の情報が記載されている。

なお、当該土地に係るその他の建物移転の資料については、存在しなかった。

(2) 一部開示決定の理由

契約者の情報及び補償内容の情報については、個人を識別することができる情報及び個人の権利利益を害するおそれがある情報として条例第7条第1号に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断したため、一部開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年5月17日	諮問を受けた。
7月21日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
8月21日	実施機関から反論書の写しを受理した。
11月22日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
12月20日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は、〇〇町〇〇に係る建物移転その他の補償台帳である。

実施機関は、本件対象公文書を条例第7条第1号に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断したため、一部開示としたとしている。

審査請求人は、全部開示を要求していることから、本件処分の妥当性について検討する。

イ 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

(㌆) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性について

本件不開示情報は、契約者の情報及び補償内容の情報であり、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから条例第7条第1号本文の不開示情報に該当すると認められる。

審査請求人は、条例第7条第1号ただし書イ、ウに該当することから開示すべきと主張しているが、審査請求人の主張には何ら具体的な根拠がなく、同号ただし書イに該当しないと認められ、同号ただし書ウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、本件対象公文書を条例第7条第1号に該当するとして一部開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、土地の所有権等についても主張しているが、開示請求制度とは別の問題であるから、審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。